



週報Rotary



所沢西ロータリクラブ
RI第2570地区第3グループ

会長：高橋 和男 副会長：須澤 一男
幹事：荻野 陽一 会長エレクト：石井 秀夫
クラブ管理運営委員長：本橋源太郎

例会場：〒359-1127 埼玉県所沢市星の宮1-3-5ベルヴィ ザ・グラン TEL.04-2923-4122
事務局：〒359-1143 埼玉県所沢市宮本町2-22-25角田ビル3F TEL.04-2926-1666
例会日：毎週火曜日 (PM12:30~13:30) FAX.04-2926-5151
E-mail nishirc@dream.ocn.ne.jp Site <http://www.tokorozawa-nishirc.net>

4つのテスト ①真実かどうか ②みんなに公平か ③好意と友情を深めるか ④みんなのためになるかどうか
1.点鐘…会長 2.斉唱…ロータリーソング 3.来賓紹介 4.会長・幹事報告 5.委員会報告

第 1564 回例会 2019・8・6

ニコニコ 本日 13,000 円 累計 133,000 円

卓 話	例会当番	記念祝福
8/6 例会振替 8/7 (水) 所沢市内5クラブ合同例会	新井 孝敏	8月会員誕生 川島 昇
8/13 例会取消 8/12 山の日 8/20 所沢市議会議員 中 毅志 様	石井 實	

■出席報告	
月 日	7/30
会員数	30
出席者	26
出席率	86.6%
前回修正	—

会長の時間 高橋 和男

皆さんこんにちは、ローター基礎知識第四弾の今日はちょうど昨日、鈴木がバナーから「職業奉仕に関するご案内」という文章がファックスで届きましたので、「ローターズの行動規範」についてお話させていただき、鈴木がバナーの考えを自分なりに解釈し、ご紹介させていただきます。

これらの話は昨日短い時間でいくつかの文献を読んで自分なりに解釈したものですので、それが国際ローターの意に沿っているかは定かでないことも前もって言い訳として申し上げます。

まず、ローターの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにあり、具体的には次の各項を奨励することにあります。これらは「ローター綱領」とも言えますが、

第1 奉仕の機会として知り合いを広めること。

(クラブ奉仕)

第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること。あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるとうよう認識を深めること。そしてローターズ各自が

業務を通じて社会に奉仕するためにその業務に品位あらしめるらしめること (職業奉仕)。

第3 ローターズすべてが、その個人生活、事業生活に常に奉仕の理想を適用すること。(社会奉仕)

第4 奉仕の理想に結ばれた事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。(国際奉仕・青少年奉仕)そしてこれらを実践するにあたり、まず4つの問い、

1. 真実かどうか。
2. みんなに公平か。
3. 好意と友情を深めるか。
4. みんなのためになるかどうか。

皆さんもご存知の、いわゆる「四つのテスト」に照らしてからということになっています。

そして、これら綱領の中の「職業奉仕」は、職業人たるローターズにとっての最上位の目的であり、すべてのローターズが、倫理と高潔さを持って仕事にあたり職業の知識やスキルを社会のニーズ解決のために作りあげられたのが「ローターズの行動規範」です。内容は、

ロータリアンの行動規範

ローターズとして、私は以下のように行動する。

- 1、個人として、また、事業において、高潔さと高い倫理基準を持って行動する。
- 2、取引のすべてにおいて公正に務め、相手とその職業に対して尊重の念を持って接する。
- 3、自分の職業スキルを生かして、若い人びとを導き、特別なニーズを抱える人びとを助け、地域社会や世界中の人びとの生活の質を高める。
- 4、ローラーやほかのローラーの評判を落とすような言動は避ける。

以上これらが、鈴木がバナーが今年度、第 2570 地区の「職業奉仕」の方針として「日本のローラーの原点 『倫理観を持って職業を行うこと自体が奉仕』の精神を高め、会員に自分と自分の職業を磨く事が必要であると推奨する根拠となっており、この「ローラーの行動規範」を会員の皆様に紹介して下さいとのことでした。

また 8 月は「会員増強・新クラブ 結成月間」だそうで、その会員増強はどのクラブも色々と努力はしているにもかかわらず、順調であるとは言い難い状況がありますが、全ローラーが、この行動規範を参考にし日々行動することは、地域においてローラーの評価があがり、すぐに会員増強には結びつかないかもしれませんが、結果として会員になりたいという方が出てくる可能性がありますので、まずは自分を律してみてください。ということですのでこの会長の時間をお借りしてご紹介及び伝達させていただきます。

早口でまた、まとまらない話でうまく皆様にお伝え出来たか疑問ですが、「ローラーの行動規範」は検索すれば出てきますのでこうゆうものがあるということだけでもお伝えできれば幸いです。以上 会長の時間でした。ご清聴ありがとうございました。

幹事報告 荻野 陽一

- 理事会報告
- ◆ 8 月 7 日（水）所沢市内 5 クラブ 合同例会
 - ◆ 前年度会計報告・スターティングパーティー（7/16）
会計報告・・・承認

- 幹事報告
- 🍷 2019 年度 米山梅吉記念館研修旅行のご案内
9 月 8 日（日） 各地集合
 - 🍷 確定版・・・第 53 回インターアクトクラブ 年次大会の開

- 催について 8 月 1 日（木） 9：30～15：00
- 🍷 第 2570 地区 青少年奉仕部門 ライ委員会・・・
ライパンフレット
- 🍷 職業奉仕に関するご案内
- 🍷 2019-20 年度 手帳配布について
- 🍷 2018～2019（茂木 正がバナー年度） 日豪青年
相互訪問団報告書
- 🍷 がバナー公式訪問例会 報告原稿執筆のお願い
- 🍷 今年度がバナー公式訪問の随行者について・・・
地区幹事 がバナー補佐 の 2 名
- 🍷 8 月 7 日（水）所沢市内 5 クラブ 合同例会について
各クラブ 会長・幹事 17 時集合
事務局 17 時までに受付準備
- 🍷 例会変更・・・入間 RC
- 🍷 週報・・・新所沢 RC、所沢中央 RC

決算報告 前年度会計 栗原 和明
決算書通り、理事会で承認された事を報告致します。

監査報告 代読 荻野 陽一
令和元年 7 月 25 日（木）事務局において、所沢西ローラークラブ 細則第 11 条第 2 節により、2018,7,1～2019,6,30 の期間の監査を実施しました。関係諸帳簿、証憑書類等 所定の監査を実施し、その財源及びすべての使途が正確である事を認めました。以上報告いたします。 監査 本橋 正夫

- ニコニコボックス 木下 精基**
- 高橋 和男 佐藤係長様 暑い中お越しいただき有難うございます。卓話宜しく願い致します。
 - 荻野 陽一 佐藤様いつも大変お世話になっております。本日の卓話宜しく願い致します。
 - 須澤 一男 本日は佐藤交通係長卓話有難うございます。明日私は近藤署長と交番に慰問に行って来ます。
 - 石井 秀夫 所沢警察署 佐藤 義伸様 本日の卓話有難うございます。どうぞ宜しく御願ひ致します。
 - 内田 学 佐藤様 本日は宜しく願い致します。ゴルトのドライバーより。

堀江 大 佐藤さん 本日も宜しくお願いします。
 中 毅志 佐藤 義伸様 本日の卓話よろしくお
 願いします。
 本橋源太郎 佐藤係長 本日は宜しくお願いします。
 鈴木 伴忠 所沢警察署 佐藤様本日の卓話宜し
 くお願いします。
 内野 忍 佐藤様 本日の卓話宜しくお願いし
 ます。
 木下 精基 所沢警察署 埼玉県警部補 佐藤様
 卓話宜しくお願いします。
 鈴木 眞澄 7月25日増強委員会 全員集合で清瀬に
 ある中華料理店で決起集合を実施しま
 した。新人会員の紹介、宜しくお願い致
 します。(今期は5人以上目標です)
 和記 毅 本日早退します。
 大原 律子 スタートアップパーティーに参加させていた
 だき、素敵なおプレゼントも当たり、有難う
 ございました。

卓話 『点数制度から見た交通事故防止』
 所沢警察署 交通課
 交通総務係長 佐藤 義伸様



1 はじめに

平成 30 年中の交通事故による死者数は、3,532 人で警察庁が保有するデータで過去最少となりました。

しかしながら、今なお多くの尊い命が失われていることには変わりなく、引き続き、交通安全活動にご理解とご協力をいただければと存じます。

2 交通事故による行政処分

人身事故が発生してしまいますと刑事処分と行政処分の二つの処分を受けることとなります。

事故を起こすと、最初に車の賠償や治療費等の民事的な手続きを思い浮かべるとは思いますが、行政処

分は私生活や仕事に大きな影響をもたらします。

人身事故の行政処分の一例として、人身交通事故で相手を死亡させてしまった場合は 13 点で、安全運転義務違反などの基礎的な点数が加算され、免許取り消し(1年)となります。ケースにより異なりますのであくまでも一例です。

免許を取り消されたとすると、家族とドライブや気軽に買い物に行くことが出来ませんし、仕事にも影響します。一年間車の運転ができない生活を思い浮かべてみてください。



3 重い行政処分

梅雨もあけ、お酒がおいしい時期がやってきました。飲酒運転の行政処分は大きく 3 つに分かれています。13 点で免許停止 90 日、25 点で免許取り消し 2 年と、飲酒量によって異なりますが、交通死亡事故を発生させてしまった場合は 13 点ですから、少量であっても飲酒運転がいかにか重い処分であるかということが、わかっただけだと思います。

また、立つのが困難なほどお酒に酔ってしまった方は酒酔い運転として 35 点となり、免許取り消し 3 年と非常に重い処分を受けることとなります。

さらに、怪我をした人を救護しないいわゆるひき逃げをしてしまった場合も 35 点と非常に重い処分を受けることとなりますので、現場で示談した、大丈夫かと声をかけただけで、安易に現場から立ち去ることなく、警察に届け出てください。

4 おわりに

交通事故を減少させるためには、運転手一人一人が法律やマナーを守る必要があります。実際には行政処分のほかにも罰金や実刑を課せられる刑事処分、損害賠償責任、これに加え、マスコミに取り上げられる社会的制裁があり、自分自身や家族にどれほどの不利益があるのか考えていただくことで、交通事故防止の一助となれば幸いです。

今週の担当 小暮 博文